

豊島区基本構想答申

豊島区基本構想審議会

平成 15 年（2003 年）2 月 6 日

答 申

平成14年9月20日、貴職より本審議会に諮問された事項について、調査・審議を重ねた結果、このたび豊島区基本構想についての結論を得たので、ここに答申する。

平成15年2月6日

東京都豊島区長

高野之夫様

東京都豊島区基本構想審議会

会長 森田 朗

会長代理	渋谷 秀 樹	委 員	大谷 洋 子
委 員	金井 利 之	委 員	四阿 知 子
委 員	岸井 隆 幸	委 員	伊藤 榮 洪
委 員	坂本 和 彦	委 員	粕谷 一 稀
委 員	恒吉 僚 子	委 員	高橋 明 宏
委 員	宮崎 牧 子	委 員	西沢 健
委 員	木下 広	委 員	三井 菜 摘
委 員	本橋 弘 隆	委 員	水島 正 彦
委 員	鈴木 健三郎	委 員	今村 勝 行
委 員	千葉 宏	委 員	二ノ宮 富 枝

豊島区基本構想

目 次

はじめに	新たな基本構想の策定にあたって……………	1
	策定の背景……………	2
第 1 章	基本構想の目的……………	4
第 2 章	基本構想の期間……………	4
第 3 章	将来像……………	4
第 4 章	基本方針……………	5
第 5 章	めざすべき方向……………	7
第 6 章	構想実現のために……………	12

はじめに

新たな基本構想の策定にあたって

豊島区は、平成7年、地域社会づくりの基本的な方向を定め区政運営の指針とするために前基本構想を策定しました。

その後、我が国の社会経済は予想を上回る長期の構造的な不況に陥り、日常生活に対する先行きの見えない不安感が広がっています。

区内においては、人口の減少傾向に歯止めがかかったものの、超高齢社会への進行は一層速まるものと予測されています。

一方、従来成長を重視する考え方は見直されつつあり、地球環境への負荷の少ない社会を次代に引き継いでいこうとする考え方が主流になっています。さらに精神的な豊かさや自己実現への欲求の高まり、多様な生き方への志向など、人々の意識も大きく変わってきています。これからは、さまざまな人々が対等な立場で互いを尊重しあい、共に支えあって生きていく「共生社会」の実現が求められています。

また、社会の変動がますます加速する中、その変化を敏感に受け止め、柔軟に対応し、区民と共に成熟社会にふさわしい新しい地域社会づくりをすすめていくことが必要です。

そこで、豊島区は、あらためて、平和を礎とし、区内に暮らし、働き、学び、訪れるすべての人の人権が守られ、個性が尊重され、人々が誇りと希望を持って住み続けることができる地域社会づくりをすすめる決意をしました。

豊島区のこれからの新しい成長に向け、区の将来像を描くとともに、地域社会づくりの指針として、ここに新たな基本構想を策定します。

策定の背景

1. 構造改革の進展

成長を前提にした社会構造を変革し、新たな時代にふさわしい社会経済システムを構築するため、さまざまな分野で抜本的な構造改革がすすめられています。

地方自治体においても、住民本位の質の高い行政サービスを提供するため、さらなる自己改革を図るとともに、より効率的な行政システムへの転換が求められています。

豊島区では、これまで内部努力の徹底をはじめ、各種白書など行政情報の公表や外部監査制度の導入を積極的にすすめてきました。今後さらに区民の満足感を高め、いつまでも住み続けられる地域社会を創り出していくために、区民の目線から区政運営システムを見直し、魅力ある地域社会の構築に努めていく必要があります。

2. 地方分権改革等の進展

地方分権改革、都区制度改革により、豊島区は、住民に最も身近なところで自己決定、自己責任に基づいた地域づくりをすすめることが可能となりました。

分権型社会を構築し、個性ある地域づくりを行うためには、さらなる情報公開を通じた行政の透明性の向上と計画づくりからの区民の参画と協働を推進する必要があります。

また、地方分権改革、都区制度改革をさらにすすめる、財源配分の適正化や23区横並び行政からの脱却への取り組みを継続していきます。

3. 安定した成熟社会に向けて

これまでのスピードや効率が重視された高度成長型社会から、安定した生活基盤を礎に生きる楽しさや心の豊かさを享受できる成熟社会への移行により、区民の意識が大きく変化することが想定されます。

こうした中、高度情報通信ネットワーク化の進行により、すべての人がいつで

もどこでも情報を享受できるユビキタス社会に向けた地域情報化への取り組みも望まれます。

これからの区政運営には、今ある社会資本を活用し、調和のとれた持続可能な社会への転換をめざす取り組みが求められています。

第1章 基本構想の目的

この基本構想は、分権型社会における豊島区のあるべき将来像とその実現のための総合的かつ計画的な地域づくりの方向を定めることを目的とします。

また、基本構想は、区民、地域で活動する団体、企業等と区に関わりのあるすべての人が、あるべき将来像の実現を共通の目標とし、さまざまな活動をすすめるための指針となるものです。

第2章 基本構想の期間

構想の期間は、21世紀の第1四半世紀とします。

ただし、この間に社会経済状況や豊島区を取り巻く環境が大きく変化した際には、基本構想の見直しを行います。

第3章 将来像

豊島区のめざすべき将来像を、次のとおり掲げます。

未来へ ひびきあう 人 まち・としま

第4章 基本方針

豊島区は、平和の希求、人権の尊重、住民自治の実現を基本的な理念とし、さまざまな人々と共に生き、共に責任を担う協働・共創のまちづくりを推進します。

区民が誇りを持ち、住み続けることができるまちを創造していくためには、地域性を踏まえた個性あふれる施策の展開や魅力づくりが必要です。そのため、区民をはじめ区に関わるすべての人の参画した計画づくりや地域づくりをすすめるとともに、歴史や伝統に根ざした文化的資源を再発掘した「豊島らしさ」の創出に努めていきます。また、ターミナル駅を有する特性を生かした魅力あるまちづくりをすすめ、地域の活性化を図ります。さらに、区民生活を支える地域商店街の活性化に努めます。

そこで、基本構想の将来像を実現するため、区に住み、学び、働き、訪れるすべての人と共に地域づくりを推進していく姿勢として、次の4つの柱を示します。

1. あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していく

～「参画」と「協働」のシステム構築～

住民に最も身近な自治体として、さまざまな主体の参画と協働による「わかりやすい区政」、「区民の目線での行政運営」をめざします。

また、区は自律的な区政運営をすすめるため、新たな区政運営システムの確立に取り組みます。

2. 安心して住み続けられる、心のかよいあう

みどりのまちを創造する

～生活者としての区民が喜びあえるまち～

区に住み、働き、学び、訪れるすべての人の個性や人権が尊重され、ゆとりと笑顔にあふれた地域社会をめざします。

ライフステージのさまざまな場面で人々の交流を活発にし、共生、共存、安心

のまちをめざして地域の連携を構築します。

また、住環境の整備をすすめるとともに、地球環境の視点に立って、みどり豊かで潤いのあるまちをめざします。

3. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまちをめざす

～ 再び訪れたい魅力あるまち～

東京を代表する都市として、業務、商業、文化、交流を中心とした多様な機能が集約した都市づくりを誘導します。

充実した交通機能を有するという特色を生かした活気にあふれるまちづくりをすすめます。

また、地域ごとの特性に彩られた活気ある地域づくりをすすめます。

4. 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまちをめざす

～ 多くの人々が共に創りあげる文化のまち～

都市の風景や街並みを含めた多様な芸術文化を生み出す都市をめざします。地域の歴史や伝統芸能等を再発見し、守り伝えるとともに、豊島区独自の新しい文化の創造に努めます。

また、文化や芸術の息づく都市として国内外の都市との交流をすすめていきます。

第5章 めざすべき方向

基本方針を具体化するため、地域づくりのみちすじや取り組むべき方向性を以下に示します。

1. あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していくまち

区民等の参画の推進

計画づくりや施策、事業等への参画と協働をすすめるための仕組みを「(仮称)自治基本条例」として位置づけます。

政策や計画等の政策形成過程に関する情報を公開するとともに、成果についても区民と共に評価していきます。

まちづくりなど地域の問題の解決を地域住民自らが決定し、取り組める体制を整備します。

区民、NPO、ボランティア団体、事業者、区の役割分担を明確にし、それぞれがその能力を十分に発揮できるよう、区は支援していきます。

新たな区政運営システムの確立

政策立案や施策実施にあたっては、社会の変化や区民の生活観等に柔軟に対応できる体制を整備します。

区民の立場から見た成果を重視し、真に区民が必要とする施策を優先的に実施していきます。

財源確保の取り組みを行い、財政運営基盤を強化していきます。

2. 安心して住み続けられる、心のかよいあうみどりのまち

すべての人が地域で共に生きていけるまち

性別や国籍にかかわらず、高齢者も障害者も区民のだれもが、住み慣れた地域で安心して日常生活を営み、垣根のない交流ができる環境をつくれます。

介護が必要な高齢者や障害者が尊厳をもって地域で暮らしていけるよう、総合的・効果的に利用できるサービスの仕組みを整備します。

すべての区民が平等に参画し、持てる力を発揮できるまちをめざします。地域で学びあいや健康づくりが気軽にできる環境を整備します。

子どもを共に育むまち

子どもの権利を保障し、子どもがのびのびと育つ環境づくりをすすめます。

子ども一人ひとりの成長と生活を全体としてとらえ、地域全体が温かい目で子どもや家庭を見守り、支援していくネットワークを整備します。地域でのさまざまな体験学習を通した温もりのある教育を充実していきます。

個性を尊重し、社会性を培う学校教育をめざします。

多様なコミュニティがあるまち

それぞれのコミュニティの個性を尊重しながら、連携を図ります。

年齢や性別、障害の有無にかかわらず社会参加できる、人々の善意が触れあう地域社会をつくれます。

国籍や人種を超えて理解しあい、共に暮らすコミュニティをつくれます。

みどりのネットワークを形成する環境のまち

自然環境や生活環境と地域の発展とが調和した、魅力ある清潔で美しいまちをめざします。

みどりの拠点づくりを行うとともに、身近なみどりを増やします。
区民が主体的に取り組むみどりの価値を再認識する仕組みを整備します。
水・エネルギー資源等の有効利用、資源リサイクルやごみ処理などの環境に対する取り組みを総合的に展開し、循環型社会への転換をすすめます。

人間優先の基盤が整備された、安心、安全のまち

地域の魅力を高める個性あるまちづくりを推進していきます。
災害に強い情報網の確立と都市基盤の整備をすすめます。
防犯・防災のための地域のパートナーシップをつくれます。
日常生活に係る危険を予防し、安心して生活できる地域をめざします。
道路空間がもつ多様な機能に着目した「みちづかい」など、既存の都市基盤を有効に活用したまちづくりをすすめます。

3. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち

首都圏の顔としてさまざまな機能が集積するまち

商業、業務、文化、娯楽、居住等の多様な機能を充実します。

近隣自治体等との交流・連携によりさらなる活性化を図ります。

J R線、東武東上線、西武池袋線、都電、地下鉄丸の内線・有楽町線、新たに整備される13号線などが通るターミナルとしての特性を生かしたまちづくりをすすめます。

魅力と活力のあるまち

まちのシンボル、区民が集える場を創造します。

若者のエネルギーを活用したまちづくりを推進します。

魅力ある都市として、地域の歴史や特性を生かしたまちづくりをすすめるとともに、地域経済の活性化を図ります。

「他県区民」や来街者と共に、魅力あるまちづくりをすすめていきます。
安心して買物ができる環境を整備します。

4. 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち

個性が醸成される、彩り豊かなまち

都市美や風景を多くの人と共に創り上げていきます。

芸術領域にとらわれない総合芸術都市をめざします。

文化に触れ、文化と共に発展するまち

地域の伝統芸能等を継承し、まちづくり等との連携を図ります。

豊島ならではの独自の庶民文化を育てていきます。

芸術文化都市として発展するまち

区内にある芸術文化施設を核として、芸術文化の活動、鑑賞機会を創出します。

友好都市等との交流をすすめ、広く「芸術文化都市 豊島」を発信していきます。

区民が主体的に行っている文化活動の支援を充実します。

第6章 構想実現のために

豊島区は、分権型社会において、自己決定、自己責任による地域づくりをすすめるにあたり、区民等の参画と協働を基本とします。

区民、ボランティア団体、NPO、企業等と区が、それぞれの役割を果たし、共に責任を担い、めざすべき将来像「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」の実現に努めていきます。

区は、おおむね10年間を計画期間とする基本計画を策定し、構想の具体化を図ります。基本計画では、目標指標や実施時期を明らかにします。また、施策や事業の実施状況等については、行政評価結果等とあわせ公表していきます。

参 考 资 料

豊島区基本構想審議会委員名簿

(委員21名)

	氏 名	役職名等
学識経験者 (7)	かない としゆき 金井 利之	東京大学助教授
	きしい たかゆき 岸井 隆幸	日本大学教授
	さかもと かずひこ 坂本 和彦	東京音楽大学講師
	しぶたに ひでき 渋谷 秀樹	立教大学教授
	つねよし りょうこ 恒吉 僚子	東京大学助教授
	みやざき まきこ 宮崎 牧子	大正大学助教授
	もりた あきら 森田 朗	東京大学教授
区議会議員 (5)	きのした ひろし 木下 広	区議会議員
	もとはし ひろたか 本橋 弘隆	区議会議員
	すずき けんざぶろう 鈴木 健三郎	区議会議員
	ちば ひろし 千葉 宏	区議会議員
	おおたに ようこ 大谷 洋子	区議会議員

	氏 名	役職名等
区内に住所又は勤務先を有する者 (6)	あずま ともこ 四阿 知子	公募
	いとう ひでひろ 伊藤 榮洪	教師
	かすや かずき 粕谷 一稀	評論家
	たかはし あきひろ 高橋 明宏	公募
	にしざわ たけし 西沢 健	環境・工業デザイナー
	みつい なつみ 三井 菜摘	公募
区職員 (3)	みずしま まさひこ 水島 正彦	助役
	いまむら かつゆき 今村 勝行	収入役
	にのみや とみえ 二ノ宮 富枝	教育長

敬称略・原則50音順(区議会議員は議席順)

は会長、 は会長代理

豊島区基本構想審議会開催経過

回	開催年月日	審 議 事 項 等
第1回	平成14年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、会長代理指名 ・諮問 ・豊島区の現況について
第2回	平成14年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区の現況について(豊島区の将来のあるべき姿、基本構想策定の視点)
第3回	平成14年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区の現況について(施策の現状) ・新たな基本構想の骨組について
第4回	平成14年12月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・区民ワークショップからの提案について ・新たな基本構想の素案について(構成案)
第5回	平成14年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな基本構想の素案について(1)
第6回	平成15年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな基本構想の素案について(2)
第7回	平成15年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区基本構想案について(1)
第8回	平成15年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊島区基本構想案について(2) ・基本構想答申



諮 問 第 1 号
平成 14 年 9 月 20 日

東京都豊島区基本構想審議会
会 長 森 田 朗 様

豊 島 区 長
高 野 之 夫

東京都豊島区基本構想審議会条例第 2 条に基づき、下記事項について諮問する。

記

豊島区基本構想及び、これに基づく基本計画の策定について

東京都豊島区基本構想審議会条例

(平成14年7月9日 条例第22号)

(設置)

第1条 東京都豊島区の基本構想及び基本計画を策定するため、区長の附属機関として、東京都豊島区基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定について必要な事項を調査審議して答申する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区議会議員 5人以内
- (3) 東京都豊島区の区域内に住所又は勤務先を有する者 6人以内
- (4) 区職員 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会が第2条に規定する答申をしたときに満了する。

(会長の設置及び権限)

第5条 審議会に会長を置く。
2 会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

(意見の聴取)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、政策経営部において処理する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

豊 島 区 基 本 構 想 答 申

編集・発行 平成15年(2003年)2月発行

豊島区基本構想審議会事務局

(豊島区政策経営部長期計画担当)

〒170-8422 豊島区東池袋1丁目18番1号

電話 (03)3981-1111(代表)

(この印刷物は再生紙を使用しています。)